

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第71号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（出産被保険者に関する届出）</u> <u>第21条の2 条例第22条の3第1項</u> <u>の規定により、出産被保険者の属する</u> <u>世帯の世帯主が市長に提出する届書</u> <u>は、出産被保険者に係る国民健康保険</u> <u>料減額届出書（第13号様式）による。</u></p>	

第12号様式の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)